

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、法及びこれに基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関等 大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）<u>第5条の2各号</u>に定める者をいう。</p> <p>(2) 住宅部分 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第2項</u>に規定する住宅部分をいう。</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>(軽微な変更に該当していることの証明)</p> <p>第13条の2 省令第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることの証明の申請をしようとする者は、第8号の2様式による低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書（次項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関等 大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）<u>第5条の2第2項各号</u>に定める者をいう。</p> <p>(2) 住宅部分 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項</u>に規定する住宅部分をいう。</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>(軽微な変更に該当していることの証明)</p> <p>第13条の2 省令第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることの証明の申請をしようとする者は、第8号の2様式による低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書（次項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録建築物エネルギー消費性能判定機関<u>（建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u></p>

<p>に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第46条の2の規定による軽微な変更 に該当していることの証明の申請をしよう とする者は、当該申請を行う前に、当該申 請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が 軽微な変更^に該当することについて、<u>登録 住宅性能評価機関等</u>の技術的審査を受ける ことができる。</p> <p>3 第1項の場合において、前項の規定によ り技術的審査を受けたときは、当該技術的 審査を行った<u>登録住宅性能評価機関等</u>が軽 微な変更^に該当している旨を証するため交 付する書面の写しを併せて市長に提出しな ければならない。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>第8号の2様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙2 挿入]</p> <p>第8号の3様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙4 挿入]</p> <p>第8号の4様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙6 挿入]</p>	<p><u>関する法律第15条第1項に規定する登録建 築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 以下同じ。)</u>が審査を終了した旨の押印が あるもの。)を添付して市長に提出しなけ ればならない。</p> <p>2 省令第46条の2の規定による軽微な変更 に該当していることの証明の申請をしよう とする者は、当該申請を行う前に、当該申 請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が 軽微な変更^に該当することについて、<u>登録 建築物エネルギー消費性能判定機関</u>の技術 的審査を受けることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、前項の規定によ り技術的審査を受けたときは、当該技術的 審査を行った<u>登録建築物エネルギー消費性 能判定機関</u>が軽微な変更^に該当している旨 を証するため交付する書面の写しを併せて 市長に提出しなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>第8号の2様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙1 挿入]</p> <p>第8号の3様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙3 挿入]</p> <p>第8号の4様式(第13条の2関係)(A4) [様式 別紙5 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8号の2様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第1項の規定に基づき、次の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更_{に該当していることを証する書面の交付を申請します。}

記

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第五面を除く各面の(注意)（第一面の(注意) 4. 第二面の(注意) 1. 及び第四面の(注意) 1. を除く。）に準じて記入してください。

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第1項の規定に基づき、次の低炭素建築物新築等計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第六面までとして、変更後の低炭素建築物新築等計画について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の各面の(注意)に準じて記入してください。

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における次の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

建築物面積 m²

延べ面積 m²

建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階

建築物の用途 非住宅建築物 複合建築物

()

構造 造 一部 造

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における次の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更_{に該当している}ことを証明します。

記

直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

建築物面積 m²

延べ面積 m²

建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階

建築物の用途

非住宅建築物 一戸建ての住宅
共同住宅等 複合建築物
()

構造 造 一部 造

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関する旨のため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第5項の規定に基づき軽微な変更に関する旨を通知します。

記

理由

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画の変更は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関する旨の通知書に該当しないため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第5項の規定に基づき軽微な変更に関する旨の通知書を送付いたします。

記

理由